

現在継続している「新型コロナウイルス感染症」に係る対応について

新型コロナウイルス感染症(以下、「新型感染症」という。)による影響の拡大により、県内の中小企業・小規模事業者の皆さまを取り巻く経営環境は、深刻度を増しています。

このような中、当協会では、金融機関や関係機関との緊密な連携のもと、国や県において実施されている様々な施策を適切に活用し、中小企業・小規模事業者の皆さまの資金繰り支援に全力を挙げて取り組むとともに、感染拡大防止策の徹底に努めています。

1. 経営相談窓口の設置

(令和3年6月現在)

新型感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者の皆さまの資金繰りや経営相談等にお応えするため、「新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口」を設置しています。

2. 資金繰り支援のための保証制度

(1) 国の保証制度

新型感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者の皆さまを支援するため、全国統一保証として、「伴走支援型特別保証制度」、「経営改善サポート保証(感染症対応型)」の取扱いを行っています。両制度は所定の要件を満たした場合、国による保証料補助が行われます。

①「伴走支援型特別保証制度」

対 象 者	次の①から③のいずれかの認定を受け、経営行動計画を策定した方 ①セーフティネット保証4号(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る) ②セーフティネット保証5号(売上高等減少率が15%以上のものに限る) ③危機関連保証(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る)		
保証限度額	4,000万円	保 証 期 間	10年以内(据置期間5年以内)
保 証 人	法人代表者を除き不要※	担 保	必要に応じて徴求
貸 付 利 率	金融機関所定利率		
保 証 料	年0.20%相当額(国による保証料補助が行われ、当初保証料負担が軽減されています)		
取 扱 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで		

※経営者保証免除対応や経営者保証ガイドラインを適用する場合は、連帯保証人は不要です

②経営改善サポート保証(事業再生計画実施関連保証(感染症対応型))

対 象 者	中小企業再生支援協議会等の支援や経営サポート会議における検討により作成した事業再生計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う方(特定非営利活動法人(NPO法人)は除く)		
保証限度額	2億8,000万円	保 証 期 間	15年以内(据置期間5年以内)
保 証 人	法人代表者を除き不要※	担 保	必要に応じて徴求
貸 付 利 率	金融機関所定利率		
保 証 料	年0.20%相当額(国による保証料補助が行われ、当初保証料負担が軽減されています)		
取 扱 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで		

※経営者保証免除対応や経営者保証ガイドラインを適用する場合は、連帯保証人は不要です

(2) 兵庫県中小企業融資制度

新型コロナウイルスの影響により、資金繰りに支障をきたしている兵庫県内の中小企業・小規模事業者の皆さまを支援するため、兵庫県中小企業融資制度として、「伴走型経営支援特別貸付」の取扱いを行っています。同制度は、経営行動計画作成等の要件を満たした場合、国又は兵庫県による保証料補助が行われます。

① 兵庫県中小企業融資制度「伴走型経営支援特別貸付」

対 象 者	次の(1)から(3)のいずれかの認定を受け、経営行動計画を策定した方 (1)セーフティネット保証4号(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る) (2)セーフティネット保証5号(売上高等減少率が15%以上のものに限る) (3)危機関連保証(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る)		
融資限度額	①4,000万円※ ¹ ②2,000万円※ ¹	保 証 期 間	10年以内(据置期間5年以内)※ ²
保 証 人	法人代表者を除き不要※ ³	担 保	原則として、不要
貸 付 利 率	年0.90%		
保 証 料	年0.20%相当額(①は国による保証料補助、②は兵庫県による保証料補助が行われ、当初保証料負担が軽減されています)		
取 扱 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで		

※¹ ②は、①の4,000万円を本制度で全額利用していることが前提となります(2口となりますが、合計6,000万円まで申込可能)。

※² 危機関連保証で利用する場合、②の据置期間は2年以内となります。

※³ 経営者保証免除対応や経営者保証ガイドラインを適用する場合は、連帯保証人は不要です。

② その他の新型コロナウイルスに関する兵庫県中小企業融資制度

融資制度名	新型コロナウイルス 対策貸付	新型コロナウイルス 危機対応貸付	借換等貸付 (新型コロナウイルス対策)	経営活性化資金 (新型コロナウイルス対策)
限 度 額	2億8,000万円			5,000万円
貸 付 利 率	年0.70%			金融機関所定
保 証 期 間	10年(据置期間2年以内)		10年(据置期間1年以内)	
対 象 者	最近1か月の売上高等が 前年同期に比べて5%以上 減少している方	最近1か月の売上高等が前年 同期に比べて15%以上減少 している方(危機関連保証 の認定が要件)	兵庫県融資制度等の借入 残高があり、既往債務の負担 軽減が必要な方(売上減少 要件は新型コロナウイルス 対策貸付と同様)	速やかな資金調達が必要な 方(取扱金融機関と1年以上 の与信取引が必要。売上 減少要件は新型コロナウイ ルス対策貸付と同様)
取 扱 期 間	当面の間、実施予定	令和3年12月31日融資 実行分まで	令和3年9月30日融資実行分まで	

※上記は、令和3年6月現在の内容です。

3. 協会業務の推進と感染防止への取組み (令和3年6月現在)

(1) 時差出勤の実施について

お客さまをはじめ関係者の皆さま及び当協会職員の安全の確保、感染拡大を防止するため、令和3年4月19日から時差出勤を実施しています。また令和3年4月26日からローテーション勤務を実施しています。

(2) Web会議システムの活用について

本所、事務所および支所間の移動を最小限にし、新型コロナウイルスの感染を防止するとともに業務の効率化を図るため、Web会議システムを活用しています。

(3) 顧客等への訪問・面談等について

業務上必要な場合を除き、顧客や金融機関等への訪問・面談については自粛しました。やむを得ず、訪問・面談を実施する際は、マスクの着用を必須としました。

(4) イベントや会議等について

当協会が主催する顧客や外部機関との会議等については、新型コロナウイルスの情勢を鑑みて、必要な場合は中止・延期の措置を講じました。また、外部主催の会議についても、原則として出席を自粛しました。

(5) 職員の健康管理等について

職員及び家族の健康管理を徹底し、新型コロナウイルスの協会内への侵入防止に最大限努めました。